

2013年5月14日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザリー部

## —外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第265号)

# 国家外貨管理局、 直接投資に係る外貨管理規定を整理 全面的に登記管理を実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013年5月10日付で『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』および一連の文書の印刷・配布についての通達』（匯發[2013]21号、以下『21号通達』という）を公布しました。外国投資家による対中直接投資に係る外貨登記関連規定を整理。付属文書の『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』（以下『規定』という）に「国内直接投資は、登記管理を実行する」（第3条）と明記し、外貨管理局や銀行における手続方法を再度明確にしており、2013年5月13日より実施されています。

中国の外貨管理は近年、認可による「事前規制」から、登記とモニタリングに重点を置いた「事後規制」へと大きくシフトしており、これに伴って関連手続の簡素化が進んでいます。2012年11月に公布された『直接投資外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯發[2012]59号、以下『59号通達』という）により、直接投資における外貨専用口座の開設や元転・振替、国内再投資、対外支払等に係る審査・認可の廃止が進み、外商投資企業は多くの関連手続について、外貨管理局での登記後に銀行で直接手続ができるようになっています<sup>1</sup>。

国家外貨管理局は、2013年4月25日付で『資本項目情報システムの普及についての通達』（匯發[2013]17号）を公布し、直接投資や外債に係る資本移動状況の管理・統計・モニタリングを行うための新たなシステム「資本項目情報システム」を5月13日より稼動させています。『21号通達』は、これに合わせて直接投資に係る外貨手続の調整・整理を図ったものとみられ、公布に伴って直接投資に係る24の外貨管理規定が廃止されています。

『規定』の内容は、『59号通達』による制度変更や他の外貨関連規定に沿ったものとなっており、その実施後も外商投資企業の実務手続に大きな影響はないものとみられます。

<sup>1</sup> 直接投資外貨管理制度改革については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第243号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.243.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.243.pdf)

\*

『21号通達』および『規定』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください（『21号通達』付属文書の『国内直接投資外貨管理廃止法規目録』および『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』は割愛させていただきます）。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**：本資料記載の情報の開示は貴社への守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**：
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

## 国家外貨管理局

匯發[2013]21号

### 『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』および一連の文書の印刷・配布についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

外国投資家の国内直接投資を促進および利便化し、外国投資家の国内直接投資外貨管理を規範化するため、国家外管理局は『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』（付属文書1を参照）およびその一連の文書を制定した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

本通達実施後、以前の規定が本通達の内容と不一致である場合、本通達を基準とし、付属文書2に列挙された法規は即時廃止する。

国家外管理局各分局、外貨管理部は本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に転送しなければならない。各中国資本銀行は通達を受け取った後、遅滞なく所轄の各分支機構に転送しなければならない。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

- 付属文書：
1. 外国投資家国内直接投資外貨管理規定
  2. 国内直接投資外貨管理廃止法規目録
  3. 国内直接投資業務オペレーションガイドライン

国家外貨管理局

2013年5月10日

付属文書1

### 外国投資家国内直接投資外貨管理規定

#### 第1章 総則

**第1条** 外国投資家の国内直接投資を促進および利便化し、外国投資家の国内直接投資外貨管理を規範化するため、『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連法律・法規に基づき、本規定を制定する。

- 第2条** 本規定がいう外国投資家の国内直接投資（以下「国内直接投資」という）とは、外国投資家（国外機構および個人を含む）が新設、合併・買収等の方式を通じて国内に外商投資企業もしくはプロジェクト（以下「外商投資企業」という）を設立し、合わせて所有権、支配権、経営管理権等の権益を取得する行為を指す。
- 第3条** 国内直接投資は、登記管理を実行する。国内直接投資活動に関わる機関と個人は、国家外貨管理局およびその分支機関（以下「外管局」という）で登記手続を行わなければならない。銀行は、外管局の登記情報に基づき、国内直接投資関連業務手続を行わなければならない。
- 第4条** 外管局は、国内直接投資の登記、口座の開設と変動、資金の受取・支払および元転・外貨転等に対し監督管理を実施する。

## 第2章 登記、口座および元転・外貨転管理

- 第5条** 外国投資家が外商投資企業の設立準備のために前期費用等の関連資金を払い込む必要がある場合、外管局で登記手続を行わなければならない。
- 第6条** 外商投資企業は、法に基づき設立された後、外管局で登記手続を行わなければならない。外国投資家は、通貨資金、持分、実物資産、無形資産等（国内合法所得を含む）で外商投資企業に出資する、または国内企業の中国側持分を買収して対価を支払う場合、外商投資企業は外国投資家の出資および権益状況について外管局で登記手続を行わなければならない。
- 外商投資企業に増資、減資、持分譲渡等の資本変動事項が後に続いて発生した場合、外管局で登記変更手続を行わなければならない。外商投資企業が抹消した、または非外商投資企業に転換した場合、外管局で登記抹消手続を行わなければならない。
- 第7条** 国外機構および個人が国内直接投資に関わる持分譲渡、国内再投資等のその他の関連業務手続を行う必要がある場合、外管局で登記手続を行わなければならない。
- 第8条** 国内直接投資に関わる主体が登記手続を行った後、実需に基づき銀行で前期費用口座、資金口座および資産現金化口座等の国内直接投資口座を開設することができる。
- 国内直接投資口座内の資金の使用が完了した後、銀行は開設主体のために口座閉鎖手続を行うことができる。
- 第9条** 外商投資企業の資本金元転および使用は、外貨管理関連規定に合致していなければならない。

外商投資企業の外貨資本金およびその元転で得た人民元資金は、企業経営の範囲内で使用し、合わせて真実、自社用の原則に合致していなければならない。

前期費用口座等のその他の国内直接投資口座資金の元転は、資本金元転の関連規定を参照して手続を行う。

**第10条** 減資、清算、先行投資回収、利潤分配等により国外へ資金を払い出す必要がある場合、外商投資企業は相応の登記手続を行った後、銀行で外貨購入および対外支払手続を行うことができる。

外国投資家が所持する外商投資企業持分の譲受により国外へ資金を払い出す必要がある場合、国内持分譲受側は外商投資企業が相応の登記手続を行った後、銀行で外貨購入および対外支払手続を行うことができる。

**第11条** 外管局は、国家の関連規定に基づき、外商投資企業に対して年度検査を実行する。

### 第3章 監督管理

**第12条** 銀行は、国内直接投資に関わる主体が口座開設、資金入金、元転・外貨転、国内振替および対外支払等の業務手続を行う前に、それが本規定に基づき外管局で相応の登記手続を行っていることを確認しなければならない。

銀行は、外貨管理規定に基づき国内直接投資に関わる主体が提出した書類に対し、真実性、一致性の審査・確認を行い、合わせて外管局が指定する業務システムを通じて関連業務手続を行わなければならない。

銀行は、外貨管理規定に基づき国内直接投資に関わる主体のために相応の口座を開設し、合わせて口座の開設と変動、資金の受取・支払および元転・外貨転等の情報について規定に基づき遅滞なく、完全に、正確に外管局へ報告しなければならない。

**第13条** 国内直接投資は、関連規定に基づき国際収支統計申告を行わなければならない。

**第14条** 外管局は、登記、銀行の報告、年次検査およびサンプル調査等の方式を通じて国内直接投資に関わるクロスボーダー収支、元転・外貨転および外国投資家の権益変動等の状況に対して統計・モニタリングを実施する。

**第15条** 外管局は、銀行が行った国内直接投資業務のコンプライアンス性および関連情報の報告状況に対して確認もしくは検査を実施し、国内直接投資において異常もしくは疑わしい状況が存在する機構もしくは個人に対して確認もしくは検査を実施する。

確認は、オフサイト確認および現場確認を含む。現場確認の方式は、被確認主体に関連書面資料の提出を要求すること、被確認主体の法定代表者・責任者もしくはその授權者と面談すること、被確認主体の関連資料を現場で閲覧・複製すること等を含むがこれに限らない。

関連主体は、外管局の監督検査に協力し、事実どおりに状況を説明し、関連文書・資料を提供しなければならず、拒絶、妨害および隠匿してはならない。

**第16条** 国内直接投資に関わる主体が本規定に違反した場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき処罰を行う。

#### 第4章 附則

**第17条** 外国投資家が新設、合併・買収等方式で国内に金融機関を設立する場合、本規定を参照して登記手続を行う。

**第18条** 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資家による国内直接投資は、本規定を参照して管理する。

**第19条** 国家外貨管理局は、本規定の解釈に責任を負い、合わせて本規定に基づきオペレーションガイドラインを制定する。

**第20条** 本規定は、2013年5月13日より実施する。以前の規定が本規定と不一致である場合、本規定を基準とする。

(中国語原文)

国家外汇管理局  
汇发[2013]21号

国家外汇管理局关于印发《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》及配套文件的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为促进和便利外国投资者境内直接投资，规范外国投资者境内直接投资外汇管理，国家外汇管理局制定了《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》（见附件1）及配套文件。现印发给你们，请遵照执行。

本通知实施后，之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准，附件2所列法规即行废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行接到通知后，应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

- 附件：1. 外国投资者境内直接投资外汇管理规定  
2. 废止境内直接投资外汇管理法规目录  
3. 境内直接投资业务操作指引

国家外汇管理局  
2013年5月10日

附件1

**外国投资者境内直接投资外汇管理规定**

**第一章 总则**

**第一条** 为促进和便利外国投资者境内直接投资，规范外国投资者境内直接投资外汇管理，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法律法规，制定本规定。

**第二条** 本规定所称外国投资者境内直接投资（以下简称境内直接投资），是指外国投资者（包括境外机构和个人）通过新设、并购等方式在境内设立外商投资企业或项目（以下简称外商投资企业），并取得所有权、控制权、经营管理权等权益的行为。

**第三条** 境内直接投资实行登记管理。境内直接投资活动所涉机构与个人应在国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）办理登记。银行应依据外汇局登记信息办理境内直接投资相关业务。

**第四条** 外汇局对境内直接投资登记、账户开立与变动、资金收付及结售汇等实施监督管理。

## 第二章 登记、账户及结售汇管理

**第五条** 外国投资者为筹建外商投资企业需汇入前期费用等相关资金的，应在外汇局办理登记。

**第六条** 外商投资企业依法设立后，应在外汇局办理登记。外国投资者以货币资金、股权、实物资产、无形资产等（含境内合法所得）向外商投资企业出资，或者收购境内企业中方股权支付对价，外商投资企业应就外国投资者出资及权益情况在外汇局办理登记。

外商投资企业后续发生增资、减资、股权转让等资本变动事项的，应在外汇局办理登记变更。外商投资企业注销或转为非外商投资企业的，应在外汇局办理登记注销。

**第七条** 境内外机构及个人需办理境内直接投资所涉的股权转让、境内再投资等其他相关业务的，应在外汇局办理登记。

**第八条** 境内直接投资所涉主体办理登记后，可根据实际需要到银行开立前期费用账户、资本金账户及资产变现账户等境内直接投资账户。

境内直接投资账户内资金使用完毕后，银行可为开户主体办理关户。

**第九条** 外商投资企业资本金结汇及使用应符合外汇管理相关规定。外商投资企业外汇资本金及其结汇所得人民币资金，应在企业经营范围内使用，并符合真实自用原则。

前期费用账户等其他境内直接投资账户资金结汇参照资本金结汇有关规定办理。

**第十条** 因减资、清算、先行回收投资、利润分配等需向境外汇出资金的，外商投资企业在办理相应登记后，可在银行办理购汇及对外支付。

因受让外国投资者所持外商投资企业股权需向境外汇出资金的，境内股权受让方在外商投资企业办理相应登记后，可在银行办理购汇及对外支付。

**第十一条** 外汇局根据国家相关规定对外商投资企业实行年检。

### 第三章 监督管理

**第十二条** 银行为境内直接投资所涉主体办理账户开立、资金入账、结售汇、境内划转以及对外支付等业务前，应确认其已按本规定在外汇局办理相应登记。

银行应按外汇管理规定对境内直接投资所涉主体提交的材料进行真实性、一致性审核，并通过外汇局指定业务系统办理相关业务。

银行应按外汇管理规定为境内直接投资所涉主体开立相应账户，并将账户开立与变动、资金收付及结售汇等信息按规定及时、完整、准确地向外汇局报送。

**第十三条** 境内直接投资应按照有关规定办理国际收支统计申报。

**第十四条** 外汇局通过登记、银行报送、年检及抽样调查等方式对境内直接投资所涉跨境收支、结售汇以及外国投资者权益变动等情况进行统计监测。

**第十五条** 外汇局对银行办理境内直接投资业务的合规性及相关信息的报送情况实施核查或检查；对境内直接投资中存在异常或可疑情况的机构或个人实施核查或检查。

核查包括非现场核查和现场核查。现场核查的方式包括但不限于：要求被核查主体提交相关书面材料；约见被核查主体法定代表人、负责人或其授权人；现场查阅、复制被核查主体相关资料等。

相关主体应当配合外汇局的监督检查，如实说明情况，提供有关文件、资料，不得拒绝、阻碍和隐瞒。

**第十六条** 境内直接投资所涉主体违反本规定的，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定进行处罚。

### 第四章 附 则

**第十七条** 外国投资者通过新设、并购等方式在境内设立金融机构的，参照本规定办理登记。

**第十八条** 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者境内直接投资参照本规定管理。

**第十九条** 国家外汇管理局负责本规定的解释，并依据本规定制定操作指引。

**第二十条** 本规定自 2013 年 5 月 13 日起实施。此前规定与本规定不一致的，以本规定为准。